

'83夏季手当集約 (1.82ヵ月、 $\frac{9}{24}$ 支払)



83. 6. 18

No. 1386

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八 (動力車会館)
(鉄電) 二九三五〇六 (公衆) 〇四七二二二七二〇七

不当な賃金抑制を許さぬ闘いを強えよう

六月十五日に提示された「一・八二ヵ月分、国鉄・林野に格差」なる不当な当局案をめぐり決裂していた夏季手当交渉について、動労千葉は十七日十五時より団交を再開し厳しく追及しました。

しかし、すでに十五日11時30分に鉄労と全施労、十七日9時30分に動労、11時30分に全動労が集約し、国労も同日15時30分に集約するという状況のなかで、当局の回答は、何んら前進をみせず、かたくなな態度に終始しました。

このような、未曾有の合理化攻撃をかけ、賃金までも、三公社二現業との格差をつけるという、賃金抑圧と、差別分断攻撃を、我々は、厳しく当局を追及したうえで、諸般の情勢を判断し、同時に組合員の生活設計の限界を考慮し、極めて不満な内容であるが、次の内容で集約することとしました。

こうした政府・自民党、国鉄当局の合理化、賃金抑制攻撃をはね返す闘いの強化をちとつていこうではありませんか。

夏季手当

- (1) 支払範囲 五八年六月二四日現在職員
- (2) 支払額 基準内賃金(婚姻加算を除く)の一・八二ヵ月分
- (3) 支払日 五八年六月二四日以降準備でき次第
- (4) その他の取り扱い 従来と同様

五八年度の夏季手当の支払いに関する協定

一 支払の範囲 五八年度の夏季手当の支払いについて、次の通り協定する。

五八年六月二四日現在に在職する職員及び 五八年五月二四日以降退職し、又は死亡した職員とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 休職中の職員で無給の者
- (2) 停職中の職員
- (3) 無給の職員
- (4) 未帰還職員
- (5) 五八年六月二四日現在において、継続事故欠勤が六〇日を超える者

二 支払額

五八年六月二四日(退職し、又は死亡した職員については、退職、又は死亡した日)現在における辞令面による基本給、基本給調整額、職務手当、扶養手当(婚姻加算を除く)及び都市手当の月額の合計額を、一・八二倍した額(以下「基準額」という)とする。ただし、退職又は死亡のため特別昇給を受けた者については、特別昇給前のものにより算定する。なお、休職者及び新規採用者については、次の各号に掲げる額とする。

(1) 休職者

五八年六月二四日現在において、休職中の者については、基準額にそれぞれ休職者給与の率を乗じて得た額。

(2) 新規採用者

ア 五八年四月一日以降に採用された者については、基準額に〇・六を乗じて得た額。
イ 準職員から職員となった者については、準職員となった日を採用の日とみなす。

三 端数整理 (略)

四 公務員等からの転入者 (略)

五 支払日

五八年六月二四日以降準備でき次第とする。

五八年度の夏季手当の支払いに関する協定附属了解事項 (略)

附属覚書 (略)

準職員および臨時雇用員に対する夏季手当について (略)